

令和2年度狩猟期間 銃器による狩猟を目的とした入林の取扱いについて

令和2年7月30日
北海道森林管理局

平成30年11月20日に発生した、狩猟者の誤射による当局職員の死亡事故を踏まえ、令和元年度の狩猟期間においては、森林作業等者の安全確保のため、銃猟を目的とした国有林・道有林への平日の入林を禁止したところです。また、北海道森林管理局、北海道、北海道猟友会の3者が連携し、あらゆる機会を利用して、各種銃猟安全対策の徹底を図るべく取組んできたところです。

令和2年度狩猟期間においては、昨年同様3者が連携し、銃猟安全管理に取組み、森林内作業等者の安全確保の徹底を図ったうえで、銃猟立入禁止区域を除いて平日の一般銃猟が可能となるよう制限を緩和することとし、10月1日（一部地域にあつては10月24日）から始まる狩猟期間において、銃器による狩猟の取扱いを次のとおりとすることとしましたのでお知らせいたします。

- ハイキングなどの一般入林や民間事業者による伐採などが見込まれる区域及び民間実施を含む各種森林作業が実施される箇所については、一般銃猟は禁止することとします。
- 十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲や森林管理署が主体となった捕獲事業に積極的に取り組むことによりエゾシカ捕獲を推進することとします。

銃器による狩猟を禁止する区域は、令和2年度狩猟期間が始まる前に、北海道森林管理局ホームページでその区域を「銃猟立入禁止区域」として図面を公表するとともに現地には「発砲禁止」ののぼり、「銃猟立入禁止区域図」等の看板を掲示するので、図面と現地の表示を十分に確認し、当該区域への狩猟目的の入林は絶対に行わないようお願いします。

令和2年度においても、銃猟安全対策を徹底するため、北海道、北海道警察、北海道猟友会等と連携した合同の狩猟パトロールを強化することとしています。

また、国有林の現場で法令違反等を発見した場合は、銃猟入林証の返納を求めるとともに、次年度の入林届を受理しないこととします。

狩猟者の皆様におかれては、狩猟関係法令及びルールの遵守徹底を重ねて強くお願いします。